

THK株式会社（以下「当社」という）は、本ガイドラインにより、当社ならびに子会社、関係会社からなるTHKグループ（以下「当社グループ」という）におけるコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、運営指針を明らかにします。

INDEX

- 第1章 総則
- 第2章 株主の権利・平等性の確保
- 第3章 ステークホルダーとの適切な協働
- 第4章 コーポレートガバナンス体制
- 第5章 株主との対話

第1章 総則

1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「世にない新しいものを提案し、世に新しい風を吹き込み、豊かな社会作りに貢献する」との当社グループ共通の経営理念等に基づき、「企業価値の最大化」の観点から、株主を含む全てのステークホルダーに対し当社グループの経営の透明性を高めた上、適切かつ効率的な経営を行うことで、ステークホルダーの皆様と適切に協働し、持続的に成長することにより、当社グループの中長期的な企業価値の向上を目指すことをコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とし、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

2. 経営理念等

当社は、前項の当社グループ共通の経営理念の他に、当社グループ共通の基本方針、行動憲章、環境基本方針等を定めこれを開示します。

第2章 株主の権利・平等性の確保

1. 株主の権利の確保

当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利および平等性が実質的に確保されるよう法令に従い適切に対応するとともに、少数株主や外国人株主に十分配慮し、全ての株主がその権利を適切に行使することができる環境を整備します。

2. 株主総会における権利行使

(1) 株主の議決権の実質的な確保

当社は、株主総会において株主の権利が実質的に確保されるように、株主への情報提供等の充実化を図ることで、以下の施策等により、株主が当社の情報を平等に入手できるように努めます。

- ・株主総会の開催日については、特別な事情がない限り、集中日を避けて設定します。
- ・株主総会招集通知については、株主総会の約 3 週間前を目安として発送します。加えて、発送前に証券取引所、当社ホームページ等において早期に開示するように努めるとともに、英訳化を行います。
- ・インターネットによる議決権行使を認めるとともに、機関投資家向けの議決権電子行使プラットフォームに参加し、株主の議決権行使の機会を確保します。
- ・株主の合理的な判断に資すると認められる情報がある場合、証券取引所における適時開示を行うとともに、適時に当社ホームページ等にて開示します。
- ・機関投資家等の方々、名義株主である信託銀行等から委任状を付与され、自ら議決権行使等を行うことをあらかじめ希望される場合、その対応について信託銀行等と協議し検討を行います。なお、機関投資家等の方々、名義株主である信託銀行等から委任状を付与され、自ら議決権行使等を行うことをあらかじめ希望される場合には、所定の手続を経た上で、傍聴を認めます。

(2) 株主の反対理由の分析

当社の取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、株主総会後の賛否の背景を分析した上で、株主との対話、およびその他の対応の要否も含め、今後のアクションプランを検討します。

(3) 取締役会への委任

当社は、経営判断の機動性・専門性の確保の観点および当社のコーポレートガバナンスに関する体制の整備状況等を十分に考慮した上で、当社にとって株主総会決議事項の一部を取締役に委任することが適切であると判断する項目について、株主に対し、適宜提案します。

3. 資本政策の基本的な方針等

当社は、資本政策の基本的な方針等について次のとおり定めます。

(1) 資本政策の基本的な方針

当社は、安定的な配当の継続を基本とするとともに、内部留保を充実させて財務体質の強化を図りつつ、業績に応じた積極的な利益配分に努めます。

(2) 内部留保

内部留保については、事業機会を的確に捉えるために必要となる水準を保持することを基本とします。

(3) 株主還元

① 配当については、中間配当および期末配当の年 2 回とし、財務状況、株式価値、ROE および配当性向等の指標を考慮した上で還元します。

② 自己株式の取得については、事業環境の変化に機動的に対応し、企業価値の向上に相当であると判断した場合に実施します。

4. 政策保有株式に関する方針等

当社は、政策保有株式に関する方針、基準等について次のとおり定めます。

(1) 政策保有に関する方針

当社は、取締役会において、取引等の事業活動の円滑化または強化を図ることを目的として、保有によって当社グループが直接得られる利益及び取引関係の維持・発展などにより得

られる利益と、投資額や関係部署の見解等を総合的に勘案し、有益と判断した場合に政策保有株式として当社の取引先の株式を保有します。

なお、当社は当社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）からその株式の売却等の意向が示された場合には、経緯を確認し特段の事由がない限りこれを妨げません。

(2) 主要な政策保有についての検証等

当社は、取締役会において、毎年定期的に、主要な政策保有株式についてそのリターンとリスクを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、検証結果を反映した保有のねらい・合理性について開示します。検証の結果、保有目的の合理性が希薄となった政策保有株式については、縮減を図ってまいります。

なお、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引は原則行いません。

(3) 政策保有株式の議決権行使の基準

当社は、政策保有株式の議決権の行使について、その議案内容から、当社の事業活動において有益なものであるかどうかを判断し、当社の株主価値を毀損するおそれのある議案については肯定的な判断を行いません。

5. 買収防衛等

(1) 買収防衛策

当社は、買収防衛策については導入しないことを基本的な方針とします。また、当社は、当社株式が公開買付けに付された場合には、当社取締役会の考え方および対抗提案がある場合はその内容を明確に説明するとともに、株主の皆様が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる等の措置は行いません。

(2) 株主利益を害する可能性のある資本政策

当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を行う場合には、既存株主を不当に害することのないよう、その必要性・合理性を十分に検討し、法令等に従って適法かつ適正に手続を進めるとともに、株主の皆様に必要な説明を行います。

6. 関連当事者間の取引

当社の取締役会は、当社の役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）については、取引の規模および重要性に応じて取締役会の決議ないし報告事項として定め、これにより決議ないし報告事項とされた取引につき、社内規定に従った担当部署において十分検討して稟議・決裁を経ていることを確認するとともに、当該検討の結果、問題点がある場合には十分に審議した上で意思決定を行います。

また、当該意思決定に基づき当該取引が適切に行われているかどうかについて内部監査室が定期的に事後的な監査を行い、当該監査結果を取締役に報告することにより取締役会が監視できる体制を確保するとともに、監査等委員会が当該監査結果等を常時閲覧して監督できる体制を確保します。

第3章 ステークホルダーとの適切な協働

1. 経営理念等

当社は、当社の経営理念に加え、当社の役職員が従うべき行動準則となる「THKの基本方針」、
「THKグループ行動憲章」等を定め、実践します。これらの経営理念等については当社ホームページにおいて開示します。

当社の取締役会は、株主、従業員、および取引先等の全てのステークホルダーとの間でより良い関係を築き、適切に協働するため、上記行動準則の策定・改訂・実践をその責務に含むものとし、実質的に上記行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土の存否に重点を置いて、上記行動準則が広く実践されているか否かについて適宜レビューを実施し、上記行動準則が当社の国内外の事業活動に広く浸透し、遵守されるように対応します。

2. 情報開示の充実

当社は、法令等に基づく財務情報および非財務情報について適切に開示することはもとより、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組み、開示義務を負う情報以外にもステークホルダーにとって有用であると当社が判断した情報については、適宜当社ホームページへの掲載、英訳化等を行い、ステークホルダーへの情報開示、情報提供の充実に努めます。

3. サステナビリティ（持続可能性）に関する取り組み

当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行います。

当社の創業の精神である「経営理念」と職務を遂行するうえで遵守すべき「基本方針」、さらに行動の指針である「行動憲章」をそのまま **CSR** の方針として、長期的な企業価値の向上を目指し、“本業そのものが **CSR**”という考えのもと、各ステークホルダーと良好な関係を生み出し、また **CSV** を実践しながら、「豊かな社会づくり」の実現、社会課題解決への貢献を目指します。

当社は、地球環境を健全な状態で次世代に引き継いでいくことは企業の社会的責務であるとの認識に立って、世界が直面する課題のひとつである、地球温暖化がもたらす気候変動リスクに向き合い、その解決手段として、温室効果ガス排出量削減の **THK** カーボンニュートラル「中期目標」および「長期目標」を策定します。また、環境負荷の継続的な低減と自然環境の維持・改善を図るため、取締役社長等が委員となる環境委員会を設置し、「THKグループ環境基本方針」に基づき、環境に配慮した経営を推進し、その取り組み内容を開示します。環境委員会において当社グループのエネルギー使用の効率化、合理化を進める体制を整備するとともに、当社は、サステナビリティに関する取り組みについて、サステナビリティレポート、ホームページ等において開示します。

4. 多様性の確保

当社は、当社の多様性を確保し、グローバル化を推進し、当社グループの持続的な成長を確保するため、国籍、年齢、性別、障害の有無等に関わらない多様な人材の採用、登用に努め、当社グループの人材が広く活躍できるような職場環境、社内制度の整備を進めます。

5. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、確定給付企業年金制度の適正な運営を図るため、また受益者の利益向上と利益相反の適切な管理のため本社の従業員代表を委員に含めた年金資産運用委員会を設置し、運営します。

具体的には、年金資産の運用に関する基本方針を定めるとともに、将来にわたって年金給付を確実にを行うため、リスク・リターンを勘案した年金資産構成割合を策定します。

年金資産の運用状況については、定期的にモニタリングし、年金資産運用委員会において年金資産構成割合の見直しを行います。人事面においては、企業年金担当者を外部セミナー等に派遣し、人材育成に努めます。

第4章 コーポレートガバナンス体制

1. 会社の機関

当社は、監査等委員会設置会社であり、執行役員制度を採用することにより、業務執行に関する役割と責任を明確化するとともに、意思決定、業務執行の迅速化を図ります。

また、当社は、執行役員のほか、取締役が出席する執行役員会、さらに執行役員会メンバーに当社グループの事業部門、関連会社の責任者を加えたグローバル経営戦略会議を定期的開催することで、執行役員の業務執行状況の監督および当社グループの事業状況等の経営情報を迅速に把握し対応できる体制を構築します。そして、これらの会議において経営上重要と認められた事項については取締役会に上程して審議するものとし、取締役会による経営監督機能が十分に発揮される体制を確保します。

加えて、当社は、経営陣の人事および報酬についてさらなる透明性・公正性を確保するべく、経営陣の人事の指名案作成については社外取締役を構成員に含める任意の指名諮問委員会の設置を、経営陣の報酬案作成についても同様に社外取締役を構成員に含める任意の報酬諮問委員会を設置し、それぞれ運用します。

2. 取締役会

(1) 取締役会の役割、責務

当社の取締役会は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、当社の経営理念等を確立し、これらを実現する役割・責務を担うことを認識し、そのための中心的な施策として以下の事項を実施します。

- ① 当社の経営理念実現に向けて、グローバル **10 21** (21 世紀中に機械要素部品メーカーとして **TOP10** に入る) を標榜し、そのマイルストーンとして中長期の経営目標を設定し、その達成に向けて活動します。
- ② 執行役員のほか、社外取締役を含む取締役が出席する執行役員会を設置し、執行役員会において議論された執行役員の業務執行状況を取締役会において共有する体制を構築し、かつ、執行役員会において経営上重要と認められた事項については取締役会に上程して審議することにより、取締役会は、業務執行の責任者である執行役員の業務執行状況の監督を行います。
- ③ 役員賠償責任保険を付保するとともに、社外取締役との間で責任限定契約を締結し、経営陣による適切なリスクテイクを支える環境を整備します。

- ④ 社外取締役について、当社が必要とする知識、経験を踏まえて候補者を選任するとともに、社外の独立役員を複数名設置することで、経営陣に対する独立性、客観性および実効性のある、監督、監査が行われる体制を構築します。

(2) 取締役会の決定事項、委任事項

当社は、取締役会規則を定め、次の内容を取締役会で決定すべき主な事項としております。

- ・法令に定められた事項
- ・定款に定められた事項および重要な業務に関する事項
- ・株主総会の決議により委嘱された事項
- ・重要な規則・規程の制定および改廃
- ・その他取締役社長または取締役会が必要と認めた事項

当社の取締役会は、上記取締役会規則において定めた事項に加え、上記(1)の役割・責務を担うことを認識した上、以下の(3)ないし(9)の事項についても当社からの委任事項として適切に対応します。

(3) 取締役会の構成

当社の取締役会は、当社の中長期的な成長の実現に向けた経営戦略を踏まえ、備えるべきスキル等を特定したうえで、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス、専門性、多様性および規模、人員を踏まえた構成とし、自由闊達で建設的な議論・意見交換を行います。

(4) 取締役会の実効性

当社の取締役は、会社全体の経営に関する観点、業務執行の管理監督という観点に加え、社外取締役については独立した立場から、客観的な第三者の視点および専門的な経験・知見に基づく観点から取締役会に参画します。

当社の取締役および執行役員の任期は経営および業務執行の責任を明確にするため1年としており、その期間の評価の結果を再任の有無や報酬等に反映します。

また、当社は、当社の企業価値の向上を目的として、当社取締役会の実効性の確保、機能の向上を図るため、各取締役において、取締役会に関する自己分析・評価を実施します。

(5) 執行役員の選任・業務権限委譲範囲の決定

当社の取締役会は、執行役員を選任し、その執行役員に対して業務権限を委譲する範囲を決定し、当社ホームページ等にて開示します。

(6) 経営戦略等の策定

当社の取締役会は、資本コストを踏まえた上での収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、長期経営目標および中期経営計画の実現に向けた施策および経営資源の配分等について株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明します。

また、当社は、中期経営計画も、株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を尽くします。仮に中期経営計画が目標未達になった場合には、その原因や当社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に対して説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映します。

(7) 最高経営責任者等の後継者の計画（プランニング）の監督

当社の取締役会は、最高経営責任者等の後継者については、当社の経営理念や経営戦略等を踏まえ、最高経営責任者等の後継者として社内外含め幅広く情報を収集し、人材登用を行

うという観点から、最高経営責任者等の後継者計画や育成の状況について、従前から確認しています。今後は更に見直しを図り監督を行っていく予定であります。

(8) 取締役会の運営

当社の取締役会は、その運営に関して、審議の活性化を図るため以下の内容を実施します。

- ① 取締役会の資料については、原則として取締役会開催日の 3 日前に配布するように努めます。また、重要な議案事項については、必要に応じて事前に取締役個別に説明するなど、取締役会で実質的な審議が行われるよう審議時間の確保に努めます。
- ② 取締役会の資料以外も、取締役に対し、必要に応じて十分な情報を提供します。
- ③ 取締役会の年間の開催予定日および予想される審議事項について決定し、各取締役に対して事前に通知します。
- ④ 定時取締役会については原則として月 1 回開催し、重要事項については事前報告、継続審議等とし、各取締役が十分な検討時間を確保できるように努めます。また、取締役会に電話会議システム、TV会議システムを導入し、取締役が出席しやすい環境を整備します。

(9) 情報開示体制【4-3】

当社の取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう、開示担当部署における開示の必要性に係る判断が適切であるか、当社は、「情報開示フロー」を定め適切に開示が実施されているかを監督するとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

3. 取締役等の経営陣の選解任

当社の取締役等の経営陣の選解任・指名の方針、手続は以下のとおりです。

(1) 取締役候補者の指名等の手続

当社の取締役会は、取締役候補者の指名については、取締役会の諮問を受け、社外取締役が半数を占める任意の指名諮問委員会にて検討・審議します。任意の指名諮問委員会の策定案に基づき、監査等委員である取締役候補者の指名については、監査等委員会の同意を得た上で、最終的に取締役会にて十分に審議した上で決定します。その他執行役員等の経営陣の選任については、取締役社長、役付取締役において、その実績等を踏まえた評価を行い、取締役会で十分に審議した上で決定します。

(2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の指名

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の指名については、大所高所から経営を判断することのできる人材を基本とし、人格、識見、能力、期待貢献等を総合的に検討した上で候補者の経験・実績等について評価を行い、必要に応じて専門家の見解も踏まえ、取締役に相応しいと判断する人物を指名します。

(3) 監査等委員である取締役候補者の指名

監査等委員である取締役候補者の指名については、監査等委員会の同意を得た上で、金融・法律・財務、会計・経理等の知見、専門性を有する人材を基本とし、人格、識見、能力、期待貢献などを総合的に検討した上で候補者の経験・実績等について評価を行い、必要に応じて専門家の見解も踏まえ、監査等委員である取締役に相応しいと判断する人物を指名します。また、財務・会計に関する適切な知見を有する者が 1 名以上選任されるようにします。

(4) 執行役員の選任

執行役員の選任については、その所管する業務に精通している人材を基本とし、人格、識

見、能力、期待貢献等を総合的に検討した上で候補者の経験・実績等について評価を行い、必要に応じて専門家の見解も踏まえ、執行役員に相応しいと判断する人物を選任します。

(5) 取締役等の経営陣の解任

取締役等の経営陣の解任については、法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められる場合または当社が定めた取締役等の経営陣の指名の方針に相応しくない場合に取締役会で十分に審議した上で決定します。

(6) 任意の指名諮問委員会の設置

当社は、さらなる透明性・公正性を確保するため、経営陣の人事の指名案作成について、社外取締役が半数を占める任意の指名諮問委員会を設置し、運用します。

(7) 候補者の略歴等の開示

取締役の略歴は有価証券報告書、株主総会招集ご通知にて記載するとともに、その指名の理由は株主総会招集ご通知に記載します。

4. 最高経営責任者の選解任

当社の最高経営責任者の選解任・指名の方針、手続は以下のとおりです。

(1) 最高経営責任者の選任

当社は、最高経営責任者の選任について、具体的な手続きの基準は設けておりませんが、原則今までの経験・実績等から経営を任せるに相応しい人物を、社外取締役が半数を占める任意の指名諮問委員会で審議を行い、取締役会で選任します。

(2) 最高経営責任者の解任

当社は最高経営責任者の解任に関する具体的な手続きは確立しておりませんが法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められる場合、また、当社の経営を任せるに相応しくないと判断した場合は、取締役会で十分に審議を行います。

5. 取締役等の経営陣の報酬

当社の取締役会は、取締役、執行役員等の経営陣の報酬については、取締役社長、役付取締役において、その経営陣の実績等を踏まえた評価を行い、十分に審議した上で決定します。

当社の取締役の報酬等については、有価証券報告書にて開示します。

役員報酬等の額の決定に関する方針は、以下のとおりです。

(1) 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値向上の持続的なインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、各取締役の担当する業務や職責等の内容に応じて決定される確定金額報酬を基本として、主に中期的なインセンティブを付与することを目的とする譲渡制限付株式による報酬、さらには年度及び中期的な業績を踏まえた業績連動報酬により構成する。また、主にモニタリング機能を担う社外取締役については、その職務内容に鑑み、確定金額報酬のみを支払うこととする。なお、確定金額報酬および業績連動報酬は金銭報酬とし、譲渡制限付株式による報酬は、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権とする。

(2) 確定金額報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の業務執行取締役の確定金額報酬は、前年度の業績を踏まえて当年度の取締役の確定金額報酬の総額を年額 12 億円以内において決定し、各取締役のそれまでの担当業務、貢献度合に応じた実績さらには貢献期待度等を踏まえて各人ごとの評価を行い、その評価に基づいて、前記決定に係る報酬総額を各取締役に配分する方法で決定するものとする。社外取締役は、年額 120 百万円以内とし、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえて決定する。

(3) 業績連動報酬の額の算定方法の決定に関する方針

当社の業務執行取締役の業績連動報酬は、支給対象たる事業年度ごとの親会社の所有者に帰属する当期利益の額に 3% を乗じた額に、当社事業の需給動向の変動を平準化して考慮するために、当該事業年度を含む直近 4 事業年度の親会社の所有者に帰属する当期利益の額の平均額に 3% を乗じた額を加算した額を上限として、当該事業年度における支給総額を決定し、その範囲内で、当該事業年度における各取締役の担当業務や貢献度合を評価・考慮して、決定するものとする。なお、社外取締役へは支給しないものとする。

(4) 譲渡制限付株式による報酬の内容及びその数又はその算定方法の決定に関する方針

譲渡制限付株式報酬は、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役は除く。以下「対象取締役」という。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との利害共有を図るために、一定の事由が生ずるまで譲渡が禁止され、かつ一定の事由が生じたときは当社が無償で取得するなどの制約に服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てるものとする。

① 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社の取締役会決議に基づき、上記 2. の年額 12 億円以内で譲渡制限付株式に関する報酬として金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記（3）に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結していることを条件として支給する。

② 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に割り当てる当社の普通株式の総数は、各事業年度において、27 万株以内とする。ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整することができる。

③ 譲渡制限付株式割当契約の内容

ア 譲渡制限期間

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日

より当社の取締役の地位を退任（退任と同時に再任される場合は除く。）するまでの間（以下「譲渡制限期間」という。）において、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとする（以下「譲渡制限」という。）。

イ 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記アの譲渡制限期間が満了した時点において下記ウの譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを全て当然に無償で取得する。

ウ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、当社の取締役会において、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。

エ 組織再編等における取扱い

上記アの定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

オ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(5) 確定金額報酬の額、業績連動報酬の額及び譲渡制限付株式による報酬として付与する株式の数の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役における確定金額報酬の額と業績連動報酬の額の割合については、会社業績やそれぞれの役割に対する成果・業績責任を明確にする趣旨に基づき、確定金額報酬においても会社業績に加味して年度ごとに見直すものとし、こうして決定された確定金額報酬の額を踏まえ、当年度における業績および直近4事業年度における業績さらには、経営陣全体としての貢献度合を考慮し、その割合を決定するものとする。この割合の決定については、かかる原案を報酬諮問委員会に諮問し答申を得、これを尊重するものとする。

また、対象取締役の譲渡制限付株式による報酬として付与する株式の数は、導入当初において、対象取締役に支給する確定金額報酬の額の総額の5%を目途に算定するものとし、当

社の企業価値の持続的な向上に貢献し、かつ株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲が高まるように、今後の経営環境の変化に対応して、導入当初の前記割合をベースに調整し、適切な支給割合となるものとする。

(6) 取締役の報酬の支給の時期や条件の決定方針

取締役の報酬の支給の時期や条件については、確定金額報酬は暦月計算とし毎月ごとに支給し、業績連動報酬は年一回、毎年4月に支給するものとし、その変更は、取締役会の決議に基づくものとする。また、対象取締役への譲渡制限付株式による報酬の付与（支給）の時期や条件については、当社と対象取締役が締結する本割当契約に基づき年一回、毎年4月に支給するものとする。

(7) 取締役の個人別の報酬の内容についての決定の取締役に対する委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額（譲渡制限付株式については、付与する各取締役の数）については、取締役会決議に基づき、担当業務をもたず会社全般の業務を所轄する取締役副社長等については、取締役社長が、またそれ以外の担当業務を所轄する取締役については、取締役社長および2名の取締役副社長が共同で委任を受けるものとし、それぞれの場合に委任される権限の内容は、各取締役の確定金額報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の評価・配分ならびに各取締役に付与する譲渡制限付株式の数を決定するものとする。

取締役会は、当該権限が上記受任者によって適切に行使されるよう、確定金額報酬および業績連動報酬のそれぞれの額の総額及び譲渡制限付株式については、それぞれの数の総数並びに各取締役への配分方針に係る報酬諮問委員会の答申を得たうえで、上記受任者は、単独あるいは協議に基づき、当該答申の内容を尊重して個人別の報酬額を決定する。なお、報酬諮問委員会は、取締役社長および副社長1名並びに社外取締役および監査等委員たる社外取締役の4名で構成されるものとする。

6. 取締役に対するトレーニングの方針等

(1) 取締役に対するトレーニングの方針

当社は、当社の持続的な成長のため、取締役について、当社グループの国内外の事業所や現地法人の視察、および各種セミナー等への出席等トレーニングの機会を提供します。また、取締役の意向も踏まえ、必要なトレーニングについては適宜検討して実施します。

(2) トレーニングの内容

当社は、社外取締役を含めた取締役が当社グループの国内外の事業所、現地法人の視察等当社グループの状況、事業の把握等を行うように努めます。また、取締役がその必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるために適宜外部のセミナー等への参加等トレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行います。

7. 監査等委員である取締役および監査等委員会

(1) 監査等委員である取締役および監査等委員会の役割・責務

当社の監査等委員である取締役および監査等委員会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たっては、株主に対する受託者責任を踏まえ、当社監査等委員会規則、外部機関が策定する諸基準等を充分参考にし、独立した客観的な立場において適切な判断を行います。

また、当社の監査等委員である取締役および監査等委員会は、その期待される「守りの機能」を発揮することに止まらず、その役割・責務を十分に果たすために、監査等委員である取締役と取締役社長、取締役および執行役員等の経営陣との意見交換会を定期的を実施することで、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会以外の場においても経営陣に対して適切に意見を述べます。

(2) 監査の実効性

当社は、当社の監査等委員会をサポートする監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会事務局は収集した監査関連情報を速やかに、かつきめ細かく監査等委員会に報告し、監査等委員である取締役の情報共有の充実に努めます。加えて監査等委員である社外取締役は、その知識と経験に基づき独立した立場から発言を行い、監査の実効性を高めます。

また、当社の監査等委員である取締役および監査等委員会は、外部会計監査人との定期的な連絡会を実施することにより、適切に情報収集を行うとともに、社外取締役がその独立性に影響を受けることなく情報収集力を強化できる体制を確保します。

8. 会計監査

(1) 外部会計監査人

当社の取締役会は、監査等委員である取締役、監査等委員会および外部会計監査人において高品質な監査が可能となるように監査に必要な資料等は全て提供するとともに、取締役社長およびその他の取締役や執行役員等の経営陣と監査等委員である取締役との意見交換会の実施や、外部会計監査人と取締役社長以下の経営陣との面談機会を設けるなど、監査に対して十分な時間を確保します。

また、当社の監査等委員会では、高品質な監査が行なえるよう、監査計画を定め、合理的な監査業務分担を行うとともに、外部会計監査人・内部監査室との三様監査連絡会の実施、内部統制事務局であるリスク管理室等との連絡会を実施するなど、適正な監査の確保に努めます。

(2) 外部会計監査人の選定と評価

当社の監査等委員会は、外部会計監査人候補を適切に選定し、外部会計監査人を適切に評価するためにその基準を策定します。また、監査等委員会は、当社監査等委員会規則および「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」に基づき、外部機関の基準、指針等を踏まえ外部会計監査人の再任等を判断します。

9. 独立社外取締役

(1) 独立社外取締役の役割・責務

当社は、証券取引所の基準を満たす独立社外取締役を3分の1以上選任します。

加えて、当社は当社の経営状況や経営環境等をふまえ十分な人数の独立社外取締役を選任します。

当社の独立社外取締役は、主として以下の役割・責務を担います。

- ① 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から助言を行うこと
- ② 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと

- ③ 当社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- ④ 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること
- ⑤ 取締役会が決定した戦略ないし経営計画に照らして、当社の経営の成果ならびに経営陣の業務執行内容および監督状況等を随時検証および評価し、全ての株主共同の利益の観点から、現在の経営陣に当社の経営を委ねることの適否について判断し、意見を表明すること

(2) 独立社外取締役の情報共有の充実

当社は、社外取締役が取締役会に加え、執行役員会等の当社の重要な会議に出席するなど、緊密な連携を図ります。また、社外取締役と外部会計監査人との連絡会を定期的に行うことで、社外取締役の情報共有の充実を図ります。

10. 独立性の判断基準

当社は、東京証券取引所の定める、独立役員の独立性の判断基準等を踏まえた上で、その独立性の判断基準を定め別途開示します。

11. 取締役の兼職状況

当社は、招集通知・有価証券報告書等にて取締役の兼職状況等を適切に開示します。また、当社は、社外取締役をはじめ、取締役の兼職状況をふまえ、当社での役割・責務を果たせることを候補者に確認の上、選任します。

12. 取締役の情報入手、支援体制

(1) 情報入手・支援体制

当社の取締役は、取締役会以外の執行役員会やグローバル経営戦略会議等の重要な会議に出席し、当社の経営情報等を入手します。また、必要に応じて、当社の各関連部門に対して情報提供の要請やディスカッションの機会を設けるなど、当社は情報提供について必要な対応を行います。

(2) サポート体制

当社の取締役については、社長室にてサポートするほか、必要に応じて財務経理部門、経営企画部門等より情報提供を受けられる体制を確保します。加えて監査等委員である取締役および監査等委員会については、監査等委員会事務局においてサポートし、監査等に関する必要な情報提供を受けられる体制を確保します。

また、当社は、当社の取締役が、当社の顧問弁護士等の専門家に対して必要に応じて相談できるようにするとともに、外部の弁護士等の専門家へ相談の必要があるときは、助言が得られるように対応します。

(3) 情報の共有体制

当社の内部監査室は、取締役社長へ監査結果を報告するとともに、監査等委員会と連携し、情報を共有します。また、監査等委員会の情報収集については、監査等委員会事務局がその意向を受けて収集を行い、情報を報告し、共有します。

13. 受託者責任

当社の取締役等の経営陣は、執行役員会等の重要な会議を通じて、取締役は業務執行状況の監督および意思決定に必要な情報を正確かつ迅速に収集し、監査等委員である取締役は取締役会のみならず執行役員会、コンプライアンス委員会などの重要な会議に出席し、監査に必要な情報を収集した上、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、当社や株主共同利益のために行動します。

1 4. リスク管理体制等

(1) リスク管理体制

当社は、当社の内部統制やリスク管理体制については、適切なリスクテイクの裏付けとなり得る、先を見越したリスク管理体制およびコンプライアンス体制を整備するため、取締役社長が委員長となるリスク管理委員会およびコンプライアンス委員会を設置し、各委員会にてリスク管理・コンプライアンス年度計画、その体制および課題等を審議・承認します。各委員会にて、審議された重要な事項については、取締役会に上程、報告することとし、各委員会と取締役会が適切に連携します。

また、当社は、各委員会の運営の効率性および委員会機能の有効性を確保するため、リスク管理室に各委員会事務局を設置し、委員会事務局は、委員会の指揮命令に従い、リスク管理およびコンプライアンスに関する業務を遂行します。

その他、当社は「内部統制基本方針」を定め当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制規程」を定め財務報告の信頼性を確保します。取締役社長は内部統制統括責任者を任命し、内部統制統括責任者が内部統制運営に関する重要事項を審議するとともに、活動の成果物に対して採否を決定します。

(2) 内部通報制度

当社は、「THKグループヘルプライン規程」を定め、内部通報者が通報する場合の社内の窓口となる部署を設置するとともに、監査窓口および社外窓口として設置し、通報者が直接監査等委員会や社外の弁護士へ通報できる制度とし、内部通報に係る適切な体制を確保します。また、「THKグループヘルプライン規程」にて、通報者の秘匿と不利益取扱の禁止を定め明確にするとともに、通報内容およびその対応は、取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会に報告し審議します。

第5章 株主との対話

1. 株主との建設的な対話に関する方針等

(1) 株主との対話

当社は、投資家との対話を担当するIR部門を設置し、IRを統括する取締役を定めます。

また、当社は、株主判明調査等を実施し、実質的な株主構造の把握に努めるとともに、国内外の機関投資家との面談等を通じて対話の促進を図り、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現に努めます。面談の申し込みに対しては、当社株式の保有状況に関らず、原則としてIR部門にて可能な限り対応し、必要に応じて経営陣が面談いたします。また、対話において把握された株主の意見・懸念については、経営陣に報告されます。

当社のIR部門は、経営企画、財務経理等の経営部門と連携し、情報の共有を図ります。

当社は、決算説明会、投資家向け説明会等を開催し、当社の経営方針、経営戦略等につい

て株主の理解を得られるように分かりやすい形で説明を行うよう適切な対応に努めます。

(2) インサイダー情報の管理

当社は、「インサイダー取引禁止規程」を定め、未公表の内部情報の管理および当社役職員による当社等の株券、新株予約権証券等その他法令に定めるものの売買に関する行動基準を定め、金融商品取引法に違反する内部者取引を未然に防止し、以って企業としての社会的責任を果たします。